

1 業務概要

1.1 業務目的

駐車場法で規定される路外駐車場については、自動車の駐車のために供する部分の面積が500m²以上であるものの構造及び設備に関して、同法第11条により、同法施行令で規定される技術的基準によることとされている。

この技術的基準として、建築物である路外駐車場について、同法施行令第12条において換気装置の能力に関する基準（以下「換気基準」という。）が規定されており、近年、社会情勢の変化に伴い、当該規定の検討が必要な状況となっている、

このような状況を踏まえ、本業務では、換気基準のあり方について検討を行った。

1.2 業務フロー

本業務は、以下の手順で検討を行った。

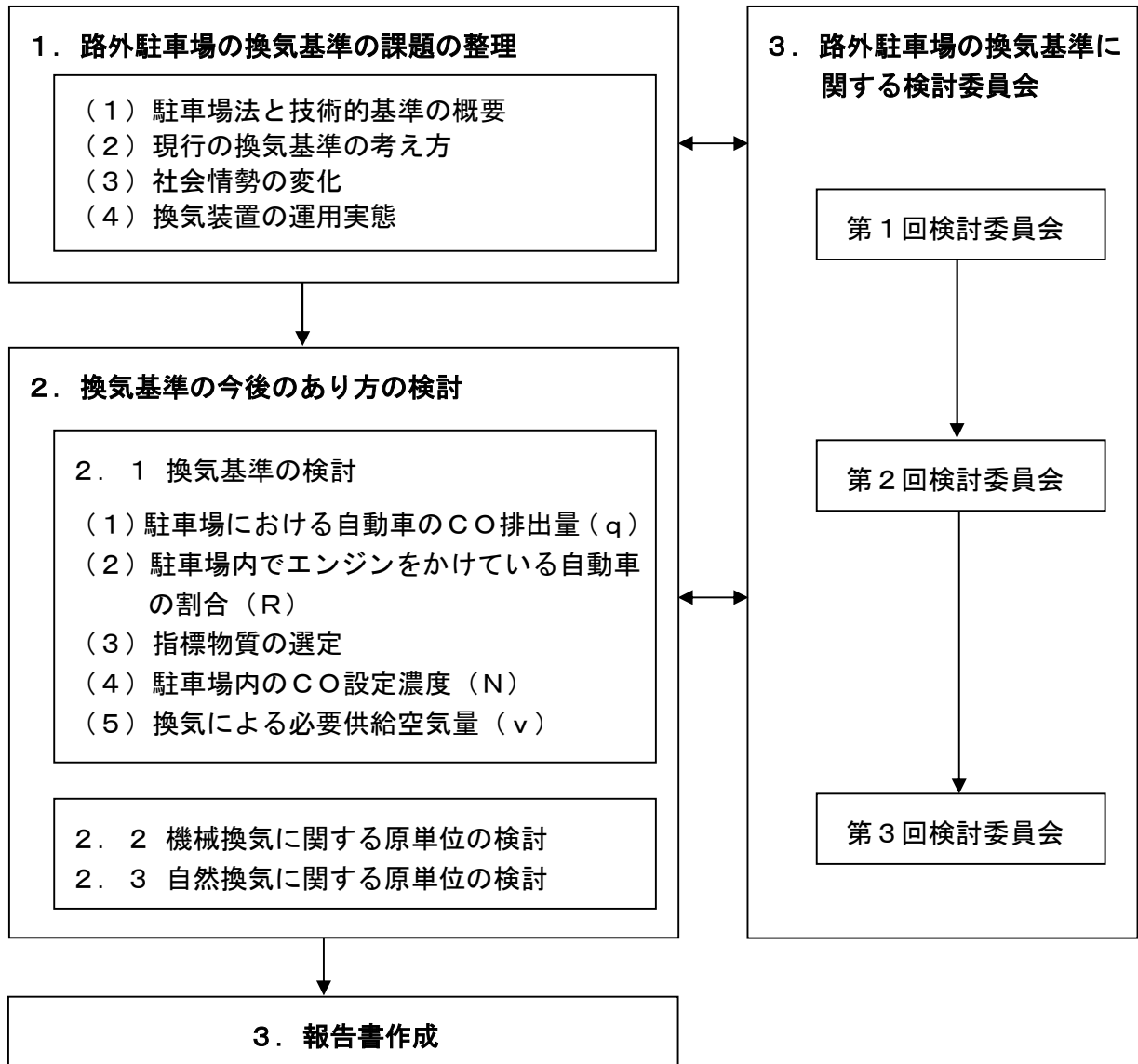


図 1-1 業務実施フロー

1.3 業務内容

1) 現行の換気基準の課題の整理

駐車場法における現行の換気基準の考え方を整理するとともに、近年の社会情勢の変化（自動車の環境性能の向上等）を踏まえ、現行の換気基準の課題を整理する。

また、これに併せ、換気装置の運用実態の調査も行う。

- ① 駐車場法と技術的基準の概要
- ② 現行の換気基準の考え方
- ③ 社会情勢の変化
- ④ 換気装置の運用実態

2) 換気基準の今後のあり方の検討

現行の換気基準の課題の整理を踏まえ、有識者委員会（「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」）を開催し（3回）、専門的・技術的見地から換気基準の今後のあり方について検討を行う。

(1) 換気基準の検討

現行の換気基準の課題を踏まえ、以下の項目について、検討する。

- ① 駐車場における自動車のCO排出量（ q ）
- ② 駐車場でエンジンをかけている自動車の割合（ R ）
- ③ 指標物質の選定
- ④ 駐車場のCO設定濃度（ N ）
- ⑤ 換気による必要供給空気量（ v ）

(2) 機械換気に関する原単位の検討

換気基準の検討を踏まえ、機械換気に関する原単位について検討を行う。

(3) 自然換気に関する原単位の検討

換気基準の検討を踏まえ、自然換気に関する原単位について検討を行う。

3) 報告書作成

上記、検討内容について、報告書としてとりまとめる。